

自動車税・軽自動車税環境性能割の概要

項目	自動車税環境性能割	軽自動車税環境性能割
1. 課税団体	都道府県	市区町村 ※ただし、当分の間、都道府県が賦課徴収を行う
2. 課税客体	自動車の取得(特殊自動車を除く)	三輪以上の軽自動車の取得(特殊自動車を除く)
3. 納税義務者	自動車等の取得者	
4. 課税標準	自動車等の通常の取得価額 ※その他バリアフリー自動車や先進安全装置を備えたバス・トラックについての課税標準の特例等あり	
5. 税率	0～3%(環境性能等に応じて税率が決定) ※営業用自動車及び軽自動車は、0～2%(当分間の措置) ※令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、税率を1%分軽減する	
6. 免税点	50万円	
7. 徴収方法	申告納付	
8. 交付金	都道府県に納付された税額の100分の95のうち、100分の47を市区町村に交付 (更に政令指定都市には、国・県道管理分として、政令市特例分を交付) ※令和4年度以降は都道府県に納付された税額の100分の95のうち、100分の43を市区町村に交付	
9. 税収	1,332億円(令和2年度地方財政計画額) ※自動車税環境性能割:1,214億円、軽自動車税環境性能割:118億円	
10. 沿革	令和元年 消費税率10%への引上げ(令和元年10月)に伴い環境性能割の創設 (参考:自動車取得税) 昭和43年 都道府県及び市町村の道路に関する費用に充てるため、目的税として創設(税率3%) 昭和49年 自家用自動車(軽自動車を除く)に特例税率(いわゆる暫定税率)を導入(3%→5%) 平成21年 道路特定財源の一般財源化に伴い、目的税から普通税に改め、用途制限を廃止 平成22年 これまでの10年間の暫定税率は廃止した上で、当分の間、5%の税率水準を維持 平成26年 消費税率8%への引上げに伴う当分の間税率の見直し(自家用5%→3%、営業用及び軽自動車3%→2%) 令和元年 消費税率10%への引上げ(令和元年10月)に伴い廃止	